

地方独立行政法人佐世保市総合医療センター 第2期中期目標策定にあたっての整理事項

地方独立行政法人佐世保市総合医療センター及び地方独立行政法人北松中央病院

平成30年度 第2回評価委員会

中期目標の概要

中期目標とは、独立性を妨げない範囲で、病院が行うべきことを、市が病院に指示する行為です。

1 根拠法の条文

地方独立行政法人法（抜粋）

（中期目標）

第25条 設立団体の長は、3年以上5年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）

二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

三 業務運営の改善及び効率化に関する事項

四 財務内容の改善に関する事項

五 その他業務運営に関する重要事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

2 中期目標の意義（地方独立行政法人法逐条解説抜粋）

地方独立行政法人制度において、市長が「中期目標」を設定して地方独立行政法人に達成すべき業務運営の目標を指示し、法人はこの中期目標を達成するための「中期計画」を策定し、計画的に業務を遂行する仕組みとなっています。

更に、中期目標期間の終了時には、中期目標の達成状況について、設立団体の長の評価を受ける（評価委員会からの意見要）こととなっています。

＜中期目標の意義＞

- (1) 地方独立行政法人が中期計画を策定する際の指針
- (2) 地方独立行政法人の業務の実績を評価する際の基準

3 中期目標の期間・策定の手続 (地方独立行政法人法逐条解説抜粋)

(1) 期間 (3年以上5年以下の期間)

一定の目標に従って業務運営を自立的かつ自発的に行うには短期では難しく、長期では社会等変動により目標を変更する必要があることから、ある程度社会その他の変動が予測できる中間的な期間として3年から5年が適切とされています。

(2) 策定の手続

目標策定にあたっては、あらかじめ評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならないこととされています。

また、法人の運営について透明性を高めるため、中期目標を策定又は変更したときはこれを公表することとされています。

4 佐世保市総合医療センターの第2期中期目標策定にあたっての整理事項

第1期中期目標の承継を基本としました。

I 大項目(第1～第5)の項目名は、法律(地方独立行政法人法)で定められていますので、変更ができません。

第1 → 中期目標の期間 (法第25条第2項第1号)

第2 → 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
(法第25条第2項第2号)

第3 → 業務運営の改善及び効率化に関する事項 (法第25条第2項第3号)

第4 → 財務内容の改善に関する事項 (法第25条第2項第4号)

第5 → その他業務運営に関する重要事項 (法第25条第2項第5号)

II 中期目標中、特に重要な項目は、次の3項目です。

第2 → 提供する医療の中身についての記載です。

第3 → 病院の業務運営についての記載です。

第4 → 財務に対する記載です。

III 各大項目にぶら下がる中(小)項目は、各自治体が独自に設定します。

本市においては、全国の独立行政法人による病院の中期目標と比較・検討し、佐世保市総合医療センターにふさわしい中(小)項目を選択した上で、必要に応じてアレンジを加える、という手法により設定しています。

IV 第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項の中項目は、次により構成しました。

1 地域完結型医療の提供

2 提供する医療サービスの充実

3 医療人育成体制の充実

4 医学研究の推進

5 医療の質の向上

6 情報提供の充実【新】

このうち、「6 情報提供の充実」は、第2期中期目標で新たに設置しました。また、特に重要となる「病院が何を行うのか」を記載した、「**2 提供する医療サービスの充実**」については、さらに次のことを目標として小項目を設定しています。

- (1) 救急医療
- (2) がん医療
- (3) 小児・周産期医療
- (4) 高度専門医療
- (5) 政策医療

佐世保市としては、佐世保市総合医療センターが、佐世保県北地域（二次医療圏）における地域完結型医療構築のために必要な高度医療サービスが総合的に提供できる重要な医療機関であるという整理を行いました。よって、上記5項目のさらなる充実に向けて、第1期中期目標に引き続き目標として選んでいるものです。なお、そのほかの中項目にも必要に応じて小項目を設定しています。

V 第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項の中項目は、次により構成しました。

- 1 法人管理運営体制の確立
- 2 経営管理人材の育成【変更】（変更前は「2 人材の確保と育成」）

このうち、「2 経営管理人材の育成」については、経営管理人材（主にプロパーの事務職員）の育成が急務であることなどから、変更前の「2 人材の確保と育成」を他項目と整理統合し、新設しました。

VI 第4 財務内容の改善に関する事項の中項目は、次により構成しました。

- 1 経営基盤の確立
- 2 収益と費用の適正化

このうち、「2 収益と費用の適正化」については、さらに「収益の適正化」と「費用の適正化」とに区分して小項目を設定しています。

- (1) 収益の適正化
- (2) 費用の適正化

Ⅶ 第5 その他業務運営に関する重要事項の中項目は、次により構成しました。

- 1 地域医療構想の達成に向けた取組【新】(旧は「1 救急ワークステーションの充実」)
- 2 働き方改革の推進【新】(旧は「2 ボランティア制度の活用」)
- 3 災害時における事業継続性の強化【新】(旧は「3 わかりやすい情報発信」)

第1期中期目標で取り組んだ「1 救急ワークステーションの充実」と「2 ボランティア制度の活用」については、重要事項として重点的に取り組んだ結果、一定の評価を得たことから、それぞれ救急医療や患者サービスに関する項目で引き続き取り組むものの、重要事項からは削除したものです。

また、同様に「3 わかりやすい情報発信」については、「第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に移動しました。

新たに設定した3つの項目は、いずれも、医療を取り巻く環境の変化や、昨今の社会情勢などを踏まえ、第2期中期目標期間において、医療センターが「その他の重要事項」として取り組むべき事項として設定したものです。